令和８年度京都府農薬管理指導士養成研修等開催要領

１　目　的

京都府の農薬販売者及び防除業者等のうち、農薬に関する専門的な知識を持つとともに農薬の安全な取扱いと適正な使用について、強い意欲を持つ者を「農薬管理指導士」として認定するため、京都府農薬管理指導士養成研修（以下「養成研修」という。）及び認定試験を実施する。

併せて、すでに京都府農薬管理指導士の認定を受けており、本年度の更新対象となっている者を対象に、更新研修を実施する。

２　日　時

（１）養成研修及び認定試験

ア　養成研修

令和９年１月２７日（水）午前９時３０分から午後３時５０分まで

令和９年１月２８日（木）午前９時３０分から午後２時２０分まで

イ　認定試験

令和９年１月２８日（木）午後２時４０分から午後３時４０分まで

（２）更新研修

令和９年１月２７日（水）午前９時３０分から午前１１時５０分まで

３　会　場

キャンパスプラザ京都　第４講義室、第５演習室

（京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町 939）

４　養成研修内容（計８科目）

ア　農薬一般

イ　農薬取締法

ウ　毒物及び劇物取締法

エ　植物防疫一般

オ　病害虫・雑草防除一般

カ　農薬の安全性評価及び各種基準

キ　農薬の安全使用及び危害防止

ク　農薬管理指導士の任務

５　受講及び受験資格

受講資格は、満１８歳以上の者で、次のいずれかに該当するものとし、養成研修を修了した者に対して認定試験を実施する。

ア　販売者又はその従業員

販売者又はその従業員にあっては、現に農薬の販売業務に従事しており、勤務する事業所の所在地（以下「勤務地」という。）が府内にある者

イ　防除業者又はその従業員

防除業者（ゴルフ場関係者や直売所構成員で指導的立場にある者、農業者等）又はその従業員にあっては、現に防除業務に従事しており、勤務地が府内にある者。ただし、農業者にあっては実務経験が２年以上ある者に限る。

ウ　防除指導員又は農薬安全コンサルタントの資格を有する者

エ　その他知事が特に認める者

6　受講案内

（１）提出書類

ア　５のア、イ、及びエに該当する者

（ア）養成研修受講申請書（様式１）

（イ）写真（提出前６箇月以内に正面・上半身・無帽で撮影した縦４センチメートル、横３センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

イ　５のウに該当する者

（ア）養成研修（特認）受講申請書（様式２）

（イ）写真（提出前６箇月以内に正面・上半身・無帽で撮影した縦４センチメートル、横３センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

（ウ）防除指導員又は農薬安全コンサルタントの登録認定証の写し

（２）提出方法

（１）の書類と官製はがき（裏面は白紙）を、（５）の提出先へ持参又は郵送。

なお、受講申請書用紙は、京都府農林水産部農産課及び京都府広域振興局農林商工部農商工連携・推進課において配付する。また、インターネットにより京都府ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/nosan/nouyakukanrishidoushi.html）内からダウンロードすることができる。

（３）受付期間

令和８年１２月１日(火)から令和９年１月８日(金)まで（日曜日、土曜日、祝日及び令和８年１２月２９日から令和８年１２月３１日を除く。)の午前９時から午後５時まで

※郵送の場合は令和９年１月８日（金）必着

（４）テキストについて

受講者は、事前に「農薬概説　2026」（日本植物防疫協会刊）を購入の上、持参すること。

なお、研修当日の販売、配布及び貸与は行わない。

※本テキストは、一般書店での販売はない。詳細は京都府ホームページに記載。

（５）提出先及び問い合わせ先

京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進係

〒６０２－８５７０　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町　２号館４階

電話（０７５）４１４－４９５９